

関川村技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

区 分	公務員				民間			参考
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
全体	18	49.8	260,500	273,450				
自動車運転員	2	57.1	306,700	353,650	自家用乗用自動車運転者	52.5	286,200	1.24
用務員 (学校管理士)	6	50.0	259,500	273,767	用務員	53.7	228,900	1.20
学校給食	5	43.9	234,200	237,560	調理士	41.5	256,800	0.93
その他 (保育園調理師・現場管理員)	5	52.1	269,800	275,766				

「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しており (平成 16 年～18 年の 3 年平均)、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳 ~ 23 歳	24 歳 ~ 27 歳	28 歳 ~ 31 歳	32 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 39 歳	40 歳 ~ 43 歳	44 歳 ~ 47 歳	48 歳 ~ 51 歳	52 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 59 歳	60 歳 以上	計
	全 体				1	1	2	4	2	3	5	
自動車運転員									1	1		2
用務員 (学校管理士)							3	1	1	1		6
学校給食				1	1		1	1	1			5
その他						2				3		5

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表 (二) 適用

イ 手当

対象となる手当には、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当があります。

ウ 昇格基準

毎年1月1日を昇給日とし、勤務成績に応じ4号給（55歳以上の職員にあっては2号給）を標準として昇給させています。

2．基本的な考え方

関川村職員定員適正化計画にも謳われているとおり、職員の定員管理について厳しく管理している状況であり、技能労務職員については、原則、退職者不補充とし、新規の採用はゼロとしています。

職員の退職等で人員不足となった場合は、職種転換（用務員 自動車運転員）又は臨時職員の雇用等で対応していくこととしています。

また、自動車運転員については平成15年度から一部民間委託を行っています。

3．具体的な取組内容

定員について

平成22年度より村内の5つの小学校を統廃合することにより、用務員（学校管理士）の定員が削減されます。自動車運転員を退職者不補充とし、用務員からの職種転換を検討しています。また、スクールバス運転員についても、職員の採用は行わず臨時職員の雇用で対応（平成13年度から実施）しており、今後もその方針です。調理師についても、退職者不補充としています。

給与について

現在、国に準拠した行政職給料表（二）の3級制を適用しており、見直しは考えておりません。国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。

諸手当について

平成18年度に特殊勤務手当全般の見直しを行い、平成19年4月1日から技能労務職員を対象にした「危険物の取扱作業手当」を廃止しました。

4．その他

技能労務職員については、退職者不補充の措置をとっており、10年後には半数以上の職員が退職する状況となっております。当面は職種転換などにより業務を遂行し、長期的には民間に委ねることのできる業務についても検討を始めていくこととします。